

平成21年度 商業活性化・物流効率化支援策

平成22年2月
北海道経済産業局

目次

1. 商店街の活性化について	1
2. 中心市街地の活性化について	10
3. 物流の効率化について	16
4. 情報提供事業	19
本資料のお問い合わせ先	21

1. 商店街の活性化について

(1) 地域商店街活性化法

(2) 支援措置

(3) (株)全国商店街支援センター

※参考事例

(1) 地域商店街活性化法 ①全体概要

経済産業省では、**地域商店街活性化法**に基づき、商店街が「地域コミュニティの担い手」という機能を発揮することにより、地域住民に役立ち、地域の魅力を発信する商店街ならではの取組に対し、補助金、税制、人材育成など総合的な支援を行うことにより、商店街の活性化を推進します。

※地域商店街活性化法は、平成21年8月1日に施行されました。

商店街が「地域コミュニティの担い手」として行う地域住民の生活の利便を高める試みを支援することにより、地域と一体となったコミュニティづくりを促進し、商店街を活性化。また、商店街を担う人材対策を強化。

1. 法律の趣旨

○ソフト事業も含めた商店街活動への支援を強化

(取組事例)

地域への貢献:高齢者・子育て支援、宅配サービス
地域の魅力発信:地域イベント、商店街ブランド開発

○地域のニーズに沿った空き店舗利用を支援

○商店街の意欲ある人材を育成・確保

○関係省庁・地方公共団体と連携した支援

2. 支援策の内容

《資金・税制支援を抜本的に拡充》

★補助金:21年度 42億円、補助率2/3
(←20年度 30億円、補助率1/2)

★税制措置:土地譲渡所得の1500万円特別控除
商店街内の遊休土地の譲渡を促進(空き店舗対策)

★融資関連:市町村による高度化融資(無利子)の新設、小規模企業設備導入無利子貸付(貸付割合1/2→2/3)

《人づくり…「やる気」を喚起し、ノウハウを提供》

★「(株)全国商店街支援センター」の取組を支援
人材研修、起業支援、支援人材の派遣(大手流通企業のOB活用)、
商店街活性化手法・ノウハウの提供・普及

《優れた取り組みを全国に普及》

★「新・がんばる商店街77選」
「わたしたち元気です!商店街」(農工商、空き店舗、高齢者等)

《各省庁・自治体の連携で、効果的に実施》

★関係省庁による商店街振興施策の連携
★自治体:地域づくりと一体化した支援
国:全国へモデル普及、広域連携・異業種連携を促進

地域活性化に取り組む商店街の事例

【岩内名店街(北海道岩内町)】

空き店舗を活用し、『いっわない楽座』を設置。地域の特産品を扱う『アンテナショップ』、お年寄りや子育て世代の交流を促進する『コミュニティスペース』や『インターネットカフェ』などを設け、地域住民の利便の向上に貢献している。



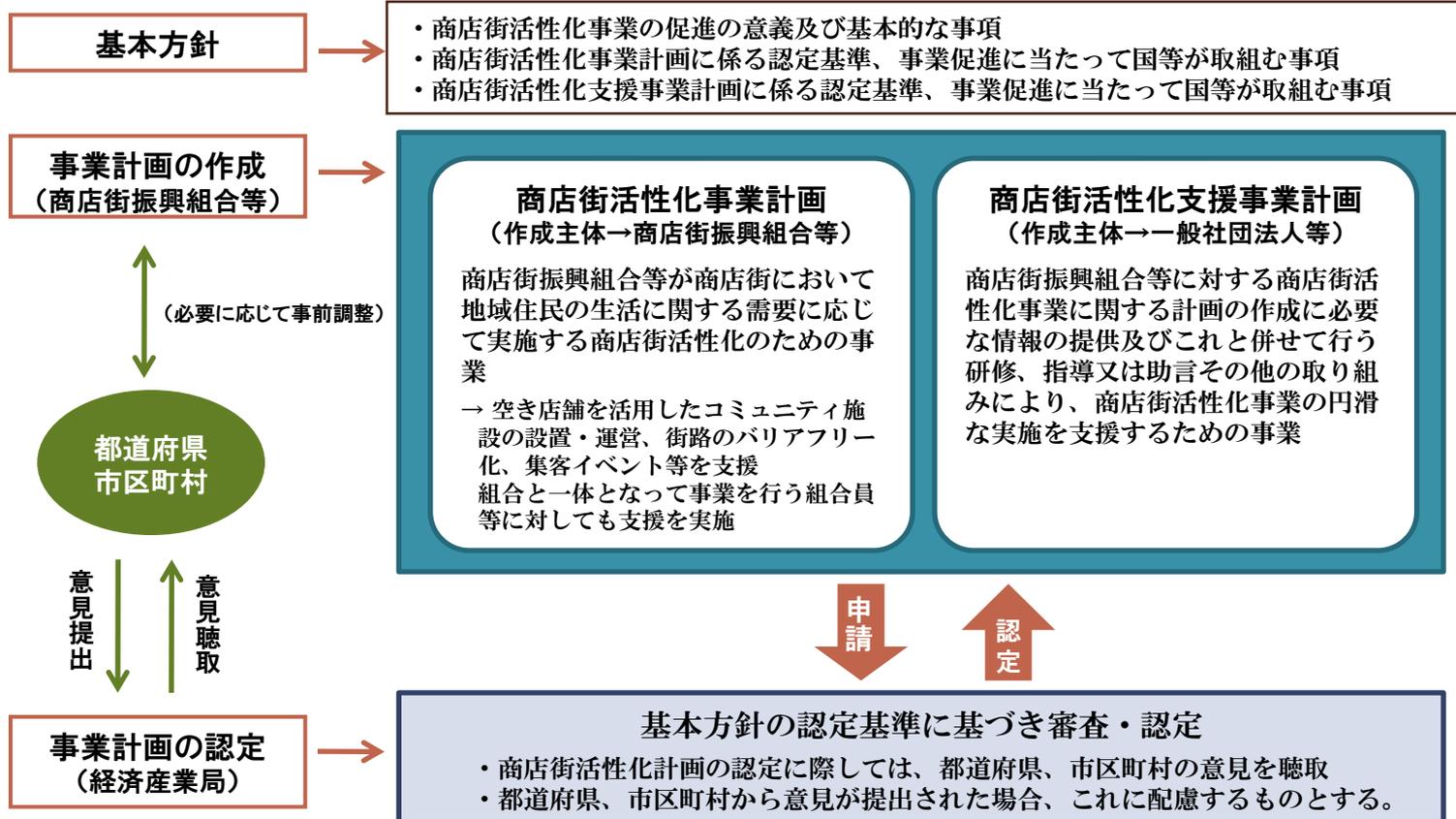
【水木しげるロード(鳥取県境港市)】

同市出身の水木しげる氏の人気アニメ『鬼太郎』の妖怪オブジェを四商店街に配置し、オブジェを利用したスタンプラリーの実施や、各店舗で『鬼太郎』グッズを販売することにより、市内外からの来訪者が増加している。



(1) 地域商店街活性化法 ②認定スキーム

- 経済産業大臣が、商店街活性化事業の促進の意義や基本的な方向等を示した「基本方針」を策定
- 商店街振興組合等が作成した商店街活性化事業に関する計画を、経済産業大臣が都道府県及び市町村に意見を聴いた上で認定【商店街活性化事業計画】
- 一般社団法人等で議決権、財産価額等の1/2以上を中小企業者が有している者が作成した商店街活性化を支援する事業に関する計画を、経済産業大臣が認定【商店街活性化支援事業計画】



(1) 地域商店街活性化法 ③第1号認定案件の概要

平成21年10月9日に、本法施行後初めて、全国で地域商店街活性化事業計画19件が認定されましたので、その概要をお知らせします。

商店街	認定案件の概要
宮古市末広町商店街振興組合（岩手県宮古市）	空き店舗を活用した交流拠点を中心に、地域郷土芸能・巡回落語寄席・小中校生の体験学習を定期的に開催し、新たな地域コミュニティの形成を図る。また、LED 街路灯を設置することで安全で快適な商業空間を創出する。
大館市大町商店街振興組合（秋田県大館市）	「忠犬ハチ公」にちなんで新たな祭「ハチ公ヤートセ」の開催、「ハチ公小路」整備及び各種イベントを開催。また、ポイントカードシステムを実施する。
神明通り商店街振興組合、大町四角中央商店街振興組合（福島県会津若松市）	空き店舗を改装しテナントミックス事業を展開するとともにファサード整備により景観統一を図る。また、ファーマーズマーケット事業等の開催により百貨店テナントと商店街・市民一体となった賑わいの向上を図る。
武蔵小山商店街振興組合（東京都品川区）	「食と健康」「ユニバーサルサービス」の提供をテーマとして、朝市・アウトレットフェアの開催、Web による情報発信、「がんばる個店の育成」を図るための、専門家による若手リーダー育成のための実践的OJT事業等に取り組む。
中延商店街振興組合（東京都品川区）	「50+（中高年にやさしい商店街）」のコンセプトの下、大分県竹田市等の地域と連携し、特産品を扱うアンテナショップの設置・運営等を実施。さらに、商店街内の各個店に特産品の取扱いを展開し、ブランド力、集客能力の向上を目指す。
商店街振興組合原宿表参道櫛会（東京都渋谷区）	「花と音楽の祭典」、「冬季イルミネーション」などのイベントを季節ごとに実施。また、観光客の誘致事業や、ポイントを活用した事業を実施。
三条中央商店街振興組合（新潟県三条市）	商品を自宅宅配するサービスを実施するとともに、空き店舗を活用した食品売り場を設置。併せて、高齢者の「お休み処」や、短時間一時保育も行う「子育てよろず相談所」を開設。
長岡市大手通商店街振興組合（新潟県長岡市）	市民参加型のイルミネーション事業、地場産品の販売や文化イベントを組み合わせ「山本五十六市」や、空き店舗活用による地場産品のアンテナショップ事業を実施。
岩村田本町商店街振興組合（長野県佐久市）	高校生を主役としたチャレンジショップ事業、農商工連携による地域ブランドの創生、大規模店舗と連携した地域通貨の導入等を実施することで、「中山道の趣を感じられる歴史と文化の町づくり」を実現する。
栄町商店街振興組合（愛知県名古屋市中区）	エコプラ・健プラ・トリエンナーレイルミ事業で、イルミネーション、ショーウインドの美術ギャラリー化、著名人手形アート、空き店舗シアター、フラワー芸術、彫刻等を実施。
四日市諏訪商店街振興組合（三重県四日市市）	自治体や地域住民の要請を踏まえ、防犯カメラの設置及び駐車場のLED 照明化により、街頭犯罪の抑止効果を高める。太陽光発電システム設置とLED 照明による電気代抑制分をもとに集客イベントや防犯・環境PR を行う。
千日前道具屋筋商店街振興組合（大阪府大阪市）	地域町会の要望に応え、ミナミを代表する商店街として、アーケードにLED 照明と太陽光パネルを導入。行政・警察や環境NPO と連携した防犯・環境PR イベントを開催。また、夜間照明の延長による防犯効果の向上で地域住民の安全・安心に貢献。
池田栄町商店街振興組合（大阪府池田市）	幼稚園児による絵画展の開催、空き店舗を活用した大学生による企画・運営のチャレンジショップ等を行うとともに、防犯カメラ等を設置することで、安全・安心まちづくりを行う。
呉中通商店街振興組合（広島県呉市）	ストリートフェスタ、NPO 団体と協力した忍者修行等のイベントを通じ、商店街に親しみを持ってもらうと共に、アーケードの改修、空き店舗を活用した高齢者コミュニティの設置を行う。
中心街事業協同組合（高知県高知市）	空き店舗を活用した情報発信拠点併設のアンテナショップを開設し、ヒト・モノ・情報の交流を促進したイベントを実施する。また、若手商業者の人材育成や高齢者や子育て世代等を対象とした講座を開催。
飯塚市本町商店街振興組合（福岡県飯塚市）	江戸の宿場町情緒あるデザインの看板を設置するファサード整備、宿場町イベントとともに、アーケードを改修し、安心して滞在できる快適な環境づくりを行う。また、散策コース等を設定し、幅広い年齢層に楽しめる商店街づくりを進める。
健軍商店街振興組合（熊本県熊本市）	福祉・健康情報の提供と健康相談等を実施する街なか図書室の設置や、アーケード内歩行者天国の開催、啓発活動を行う。また商店街内空き店舗への医療・福祉事業等の誘致のための研究、健軍ブランド商品の開発、アーケードの改修を行う。
協同組合人吉商連、人吉東九日町商店街振興組合、人吉市西九日町商店街振興組合（熊本県人吉市）	くま川軽トラック市、おひなまつり、街なか資料館の開催、レトロな公衆浴場でのジャズコンサート等により、新たなふれあいの場を創出。また、ポイントカードを発行するとともに、これらのイベント情報、バーゲン等の個店情報をメール配信。
四日市商店街振興組合（大分県宇佐市）	新門前町よか市の開催、空き店舗を活用した高齢者ニーズに合致したアンテナショップや、休憩所（およこいスポット）を設置し、高齢者が利用しやすい商店街を目指す。

(2) 支援措置

① 中小商業活力向上事業（補助金）

平成21年度予算額：42億円
(平成20年度予算額：30億円)

商店街等が行う、少子高齢化、安全・安心等の社会課題に対応した商業活性化の取組を支援することにより、商店街等ににぎわいを創出し活性化を図るとともに、地域コミュニティの核となる商店街等の果たすべき社会的、公共的役割の向上を目的に実施します。

● 補助対象者

商店街振興組合、商工会議所、商工会、NPO法人、民間事業者等

● 補助対象事業

商業活性化の取組みのうち、下記の社会課題に対応したもの

- ① 少子高齢化、安全・安心、② 低炭素社会構築・環境・リサイクル、
- ③ 創業・人材、地域資源・農商工連携、生産性向上・新技術活用

● 補助対象事業の例

- ・ ハード事業／省エネ型アーケード、バリアフリー型カラー舗装、商店街休憩所、児童遊戯施設等の整備、防犯カメラ設置、電子マネー・ポイントカードシステムの導入等
- ・ ソフト事業／空き店舗を使ったチャレンジショップ・高齢者交流施設・アンテナショップ等の設置・運営、AED（自動体外式除細動器）の整備、老朽化したアーケード撤去事業、商店街人材育成事業等

● 補助率等

- ・ 補助対象経費の2/3または1/2または1/3を補助、補助上限5億円、下限100万円

※地域商店街活性化法の商店街活性化事業計画等の認定を受けた事業は最大で補助率2/3（要件有り）

● 募集期間

- ・ **1次募集**／平成21年2月16日～3月6日（終了）
- ・ **2次募集**／平成21年4月25日～5月29日（終了）
- ・ **3次募集**／平成21年8月10日～9月4日（終了）
- ・ **4次募集**／平成21年11月4日～11月24日（終了）

【活用事例】



札幌狸小路商店街「道産食彩HUG」



栗山町のまちの駅「栗夢プラザ」

平成21年度採択事業（北海道分）

(1次募集)

- ・ ポイントカードシステム導入事業：ニセコ町商工会、乙部町商工会
- ・ イベント事業：函館朝市協同組合連合会
- ・ 空き店舗活用事業：北見商工会議所、狸小路道産食彩協議会、まちの駅「栗夢プラザ」、NPO白老消費者協会

(2次募集)

- ・ 空き店舗活用事業：さっぽろスイーツカフェ運営協議会

(3次募集)

- ・ ポイントカードシステム導入事業：南富良野町商工会

(4次募集)

- ・ ポイントカードシステム導入事業：東川町商工会

② 中小企業信用保険法の特例

地域商店街活性化法や中小小売商業振興法の事業計画認定を受けると、事業資金を金融機関から借り入れる際、信用保証協会による保証の枠が広がります。

【問い合わせ先】北海道信用保証協会
Tel 011-241-5554 URL <http://www.cgc-hokkaido.or.jp/index.htm>

③ 小規模事業者等設備導入資金助成法の特例

地域商店街活性化法の事業計画認定を受けると、小規模事業者（商業・サービス業：従業員5人以下）が設備導入資金を借り入れる際、貸付割合や限度額が拡充されます。

【問い合わせ先】(財)北海道中小企業総合支援センター 設備資金部 設備支援課
Tel 011-232-2404 URL <http://www.hsc.or.jp/gaiyo/setsubi/shikin.htm>

④ 都道府県及び市町村による高度化融資

中小企業者がアーケードや駐車場等の共同施設を設置し、経営体質の改善を図る際などに、融資を受けることが出来ます。地域商店街活性化法や中小小売商業振興法の事業計画認定を受けた事業を行う場合は金利が無利子となります。

なお、地域商店街活性化法の事業計画認定を受けた事業に対しては、従来の都道府県による融資に加え、市町村による融資制度を新設します。

【問い合わせ先】
(高度化融資全般) 北海道 経済部 商工金融課
Tel 011-204-5345 URL <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sky/kny/kodoka/kodoka.htm>

(市町村の高度化融資について) 中小企業庁 経営支援部 商業課
Tel 03-3501-1929 URL <http://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/shogyo/index.html>

⑤土地を譲渡した際の譲渡所得の特別控除

地域商店街活性化法の事業計画の認定を受けた事業の用に供するために土地を譲渡した場合、譲渡した者の譲渡所得から1,500万円を特別控除します。

⑥低利融資制度（企業活力強化資金）

中小小売商業者等の設備資金及び運転資金に対する低利融資を行います。

資金使途：経営近代化、流通合理化及び共同化等の設備の取得

セルフサービス店の取得、集配センターの取得、ショッピングセンターへの入居、空き店舗への出店
販売促進、人材確保、新分野への進出 など

【問い合わせ先】

日本政策金融公庫 中小企業事業本部 Tel. 03-3270-1260

URL <http://www.c.jfc.go.jp/jpn/search/09.html>

日本政策金融公庫 国民生活事業本部 Tel. 0570-054649

URL http://www.k.jfc.go.jp/youshi/already/tyuusyo/spsearch/keieikakusin/14_syougyoujikin_m.html

⑦商業活性化アドバイザー派遣事業

商店街の活性化を支援するため、商店街の活性化に関する専門的な知識を有する中小企業基盤整備機構に登録された専門家（中小企業診断士、建築士等）を派遣します。

【問い合わせ先】（独）中小企業基盤整備機構（東京）地域経済振興部 コンサルティング課

Tel. 03-5470-1533

URL <http://www.smrj.go.jp/keiei/kodoka/advice/index.html>

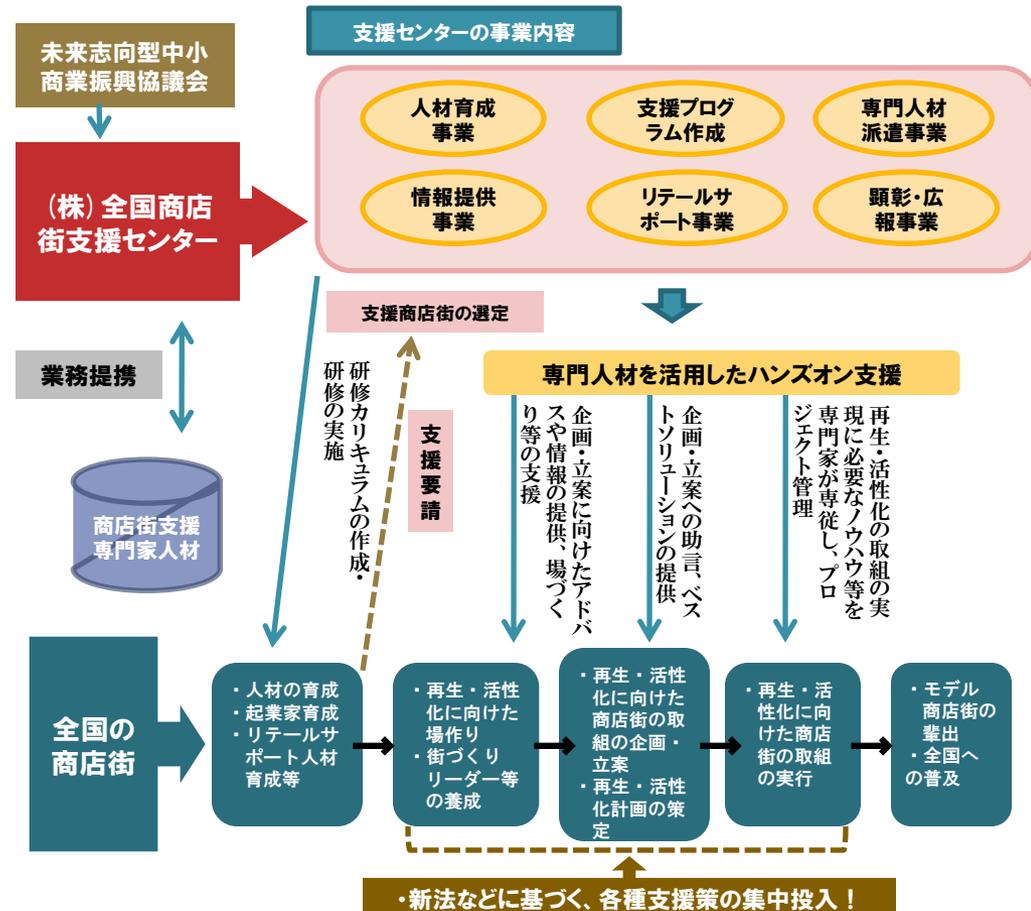
(3) (株)全国商店街支援センター

(株)全国商店街支援センターでは、全国の商店街を対象に、人づくり、やる気の喚起、商店街活性化のノウハウ提供や専門家派遣による徹底的なハンズオンにより商店街の活性化を支援します。(株)全国商店街支援センターのウェブサイト>> <http://www.syoutengai-shien.com/index.html>

※(株)全国商店街支援センター：中小企業4団体からの出資により平成21年4月28日に設立されました。

《事業内容》

- 1 商店街の担い手、人材育成**
商店街リーダー・創業者育成、店主・個店の再生・活性化等の研修事業
- 2 商店街支援情報収集・ノウハウ提供**
情報プラットフォームの創設等により、活性化手法（ノウハウ）や活性化事例の提供
- 3 商店街等総合支援**
地域の状況に応じた実態調査・分析の実施、多様な専門人材の派遣など商店街の取組を総合的に支援
- 4 地域での連携・協働体制づくり支援**
農商工連携・地域資源活用プログラム等を活用した地域における連携・協働体制への支援
- 5 卸売業との連携、ボランティアチェーンの活用**
リテールサポート強化のため卸・VC研修、地域小売支援モデルを構築
- 6 商店街活性化モデル事例等の広報・顕彰**
先進的な取組を行う商店街を顕彰し、活性化手法等のノウハウを普及



(参考事例) 北海道のがんばる商店街

(新・がんばる商店街77選より：平成21年3月選定)

◆岩内町名店街 ～「楽育&寿」2つのコミュニティとゆるキャラで商店街活性化～

！ここがポイント

多機能コミュニティスペース「いわない楽座」は、様々な世代と『たら丸』が集うハイブリッドな空間。



コミュニティスペース「いわない楽座」



子育て支援「楽育コミュニティ」

◆室蘭市輪西商店街 ～コンパクト化でよみがえった「鉄のまち」の商店街～

！ここがポイント

商店街が中心となって、コンパクトに再編したお茶の間づくりを推進。複合商業施設を軸に様々な交流が生まれ、「鉄のまち」を支える商店街が復活。



複合商業施設「ぶらっと。てついち」



グリーンモールのジャブジャブ水路

◆白老町大町商店街 ～消費者協会が商店街に新たな風を～

！ここがポイント

消費者協会が商店街に新規出店。高齢者、観光客をターゲットに新たなコミュニティビジネスを展開。



白老消費者協会内のアンテナショップ



店内の様子

2. 中心市街地の活性化について

(1) 中心市街地活性化法

(2) 支援措置

(1) 中心市街地活性化法 ①全体概要

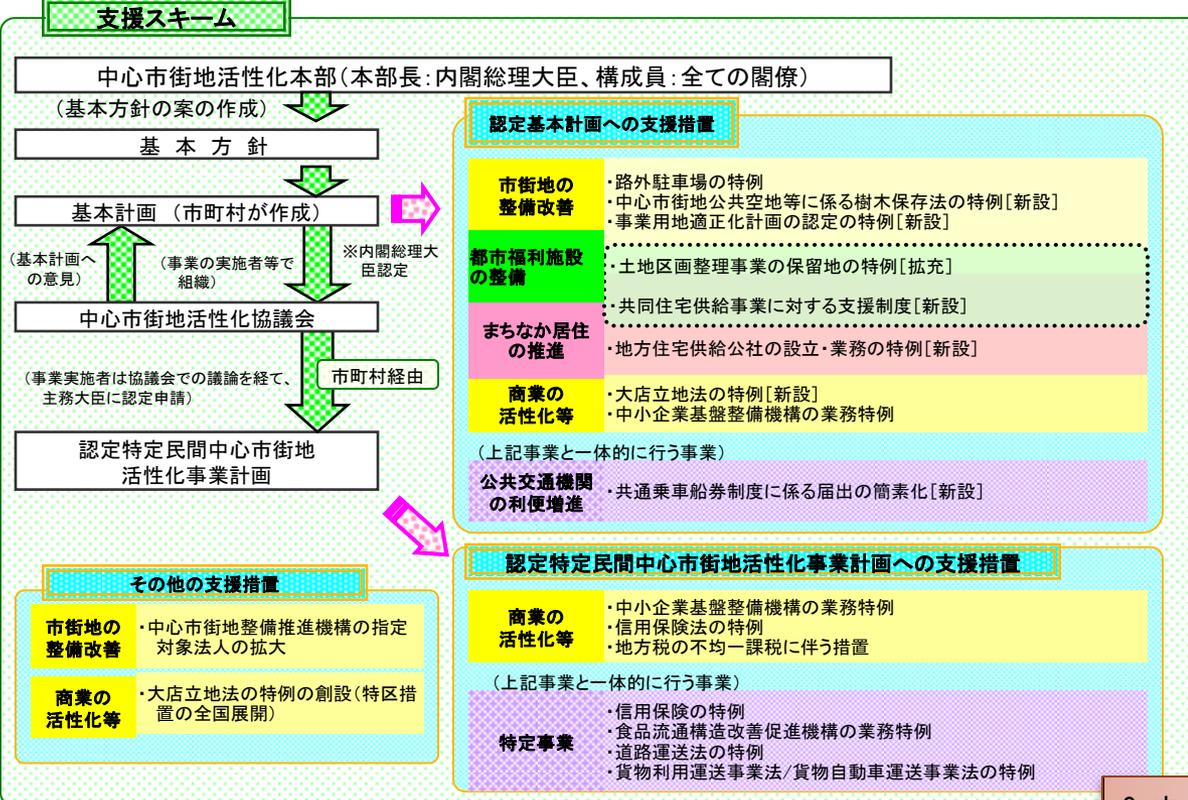
近年、消費生活の変化等を背景に、地域における社会的、経済的及び文化的活動の拠点である中心市街地の衰退が目立っています。また、人口減少や少子高齢化が進展し、高齢者も含めた地域住民が手軽に買い物に行ける、住民にとって住みやすい、**コンパクトでにぎわいあふれるまちづくり**の推進が求められています。

政府では、**中心市街地活性化法**に基づき、中心市街地の活性化に主体的に取り組む意欲ある市町村を、関係省庁が連携し重点的に支援します。

目的・基本理念

【目的】少子高齢化、消費生活等の状況変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済の活力の向上を総合的かつ一体的に推進
【基本理念】快適で魅力ある生活環境の形成、都市機能の集積、創造的な事業活動の促進を基本とし、地域の関係者が主体的に取組み、それに対し国が集中的に支援を行う。

支援スキーム



●市町村は、政府が策定する中心市街地の活性化を図るための基本方針に基づき、中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための**基本計画**を作成。

●市町村が基本計画を作成する際には、中心市街地ごとに中心市街地の活性化に取り組む民間事業者等が協議を行う場である**中心市街地活性化協議会**の意見を聴かなければならない。

●市町村が作成した基本計画は、内閣官房に設置の中心市街地活性化本部に申請し、内閣総理大臣の認定を受けることにより、基本計画に基づく事業に対する各種支援措置が受けられる。

(1) 中心市街地活性化法 ②基本方針等

基本方針

基本方針は、中心市街地活性化の意義や目標、政府が実施すべき施策、位置・区域、土地区画整理、市街地再開発、都市福利施設整備、公営住宅等居住環境、商業活性化等の各事業の基本的事項、都市機能集積の促進を図る基本的事項などを政府が定めたものです。

基本計画

基本計画は、政府が策定する基本方針に基づき、中心市街地活性化の基本的な方針、位置・区域、活性化の目標、土地区画整理、市街地再開発、都市福利施設整備、公営住宅等居住環境、商業活性化等の事業・措置に関する事項、都市機能集積の促進を図るための措置、計画期間などを市町村が定めるものです。

北海道内の基本計画認定状況 () は認定日
 帯広市、砂川市 (平成19年8月27日)
 滝川市 (平成20年3月12日)
 小樽市 (平成20年7月9日)
 岩見沢市、富良野市 (平成20年11月11日)
 稚内市 (平成21年6月30日)

【商業活性化事業の例】



帯広市:アーケード再生事業



富良野市:フラノ・マルシェ開発事業

中心市街地活性化協議会

中心市街地活性化協議会は、地域で当該中心市街地における都市機能の増進を総合調整する者と商工会、商工会議所など経済活力の向上を総合調整する者が共同で組織します。

協議会は、中心市街地の事業者、地権者等多様なまちづくり関係者で構成し、まちづくりの司令塔としての役割を担うことを期待されています。

また、協議会は、基本計画作成に当たって意見を述べるほか、認定された基本計画に記載された事業の実施に関しても意見を述べる事が可能です。

北海道内の中心市街地活性化協議会設立状況 () は設立日
 砂川市 (平成18年10月17日) 滝川市 (平成18年12月4日) 富良野市 (平成19年2月21日)
 小樽市 (平成19年2月26日) 帯広市 (平成19年5月25日) 北見市 (平成19年5月28日)
 稚内市 (平成19年10月12日) 岩見沢市 (平成19年11月29日) 釧路市 (平成20年7月15日)
 旭川市 (平成21年7月22日)

(2) 支援措置

① 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業 (補助金)

平成21年度予算額：58億円
(平成20年度予算額：61億円)

コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりを実現するため、認定基本計画に基づき、「都市機能の市街地集約」と「中心市街地のにぎわい回復」の双方を一体的に取り組み中心市街地であって、商店街・商業者等が地権者などの幅広い関係者の参画を得て実施する商業活性化事業（ハード・ソフト）に対して支援します。

● 補助対象者

商工会議所、商工会、第3セクター、民間事業者 等

● 補助対象事業

- ・ 商業基盤施設等整備事業（ハード事業）／テナントミックス店舗、集客核施設の設置、駐車場等
- ・ 認定まちづくり会社再生事業（ハード事業）／まちづくり会社が不動産の所有と利用の分離を促進し、空洞化が生じている中心商店街の区域を再生する事業
- ・ 商業活性化事業（ソフト事業）／地域コミュニティ連携事業（文化、教育等）、駐車サービス管理システム、タウンマップ作成、中心市街地活性化協議会事務局へのタウンマネージャー設置や調査研究に係る経費支援 等

● 補助率

- ・ 補助対象経費の2/3または1/2を補助

● 募集期間

- ・ 1次募集／平成21年2月17日～3月2日（終了）
- ・ 2次募集／平成21年5月25日～6月8日（終了）
- ・ 3次募集／平成21年9月14日～10月5日（終了）



【活用事例】滝川市：空き店舗活用事業

平成21年度採択事業（北海道分）

(1次募集)

- ・ 駐車場、無料休憩所、多目的トイレ整備事業及びソフト事業：株式会社ZAWA.com（岩見沢）
- ・ 空き店舗活用事業：滝川市商店街振興組合連合会
- ・ 中心市街地活性化協議会事務局支援事業：帯広商工会議所、岩見沢商工会議所、釧路商工会議所

(2次募集)

- ・ 稚内駅前地区集客交流施設整備事業：稚内駅ビル開発株式会社
- ・ フラノ・マルシェ開発事業：ふらのまちづくり株式会社
- ・ ギャラリーロード事業、まちなか情報発信事業：富良野商工会議所

②地方税の不均一課税実施に対する減収補てん措置

中心市街地活性化法に規定する認定中小小売商業高度化事業・特定商業施設等整備事業により商業基盤施設を設置した事業者に対し、地方公共団体が条例を定めて不動産取得税、固定資産税の軽減を行った場合に、減収分の一部を国が地方交付税交付金で補てんする措置を実施します。

③土地を譲渡した際の譲渡所得の特別控除

中心市街地活性化法に規定する認定中小小売商業高度化事業の用に供するために土地を譲渡した場合、譲渡した者の譲渡所得から 1, 500万円を特別控除します。

④中小企業信用保険法の特例

中心市街地活性化法の中小小売商業高度化事業の計画認定を受けると、事業資金を金融機関から借り入れる際、信用保証協会による保証の枠が広がります。

【問い合わせ先】北海道信用保証協会 Tel. 011-241-5554 URL <http://www.cgc-hokkaido.or.jp/index.htm>

⑤低利融資制度（企業活力強化資金）

中心市街地・商店街に出店・事業を行う中小小売事業者等の設備資金及び運転資金に対する低利融資を行います。

資金使途 ・ 経営近代化、流通合理化及び共同化等の設備の取得
 ・ セルフサービス店・集配センターの取得、ショッピングセンターへの入居、空き店舗への出店
 販売促進、人材確保、新分野への進出 など

【問い合わせ先】

日本政策金融公庫 中小企業事業本部 Tel. 03-3270-1260 URL <http://www.c.jfc.go.jp/>
 日本政策金融公庫 国民生活事業本部 Tel. 0570-054649 URL <http://www.k.jfc.go.jp/>

⑥債務保証

計画認定を受けた事業者が行う特定商業施設等整備事業に必要な資金を調達するために発行する社債又は借入について債務保証を行います。

【問い合わせ先】

独立行政法人 中小企業基盤整備機構 ファンド事業部 事業基盤支援課
 Tel. 03-5470-1575 URL <http://www.smri.go.jp/keiei/saimu/000483.html>

⑦都道府県による高度化融資

中小企業者がアーケードや駐車場等の共同施設を設置し、経営体質の改善を図る際などに、融資を受けることが出来ます。中心市街地活性化法における中小小売商業高度化事業の認定を受けた事業を行う場合は金利が無利子となります。

【問い合わせ先】北海道 経済部 商工金融課
Tel. 011-204-5345 URL <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sky/kny/kodoka/kodoka.htm>

⑧中心市街地商業活性化診断・サポート事業

中心市街地における商業活性化の取組を支援するため、中小企業基盤整備機構における専門的ノウハウを活用し、研修会・シンポジウム等によるサポートや商業活性化事業に係る診断を行います。

【問い合わせ先】(独)中小企業基盤整備機構北海道支部(札幌)
Tel. 011-747-7702 URL <http://www.smri.go.jp/hokkaido/index.html>

⑨中心市街地活性化協議会運営支援事業

中心市街地活性化協議会設立へのアドバイス、既に活動している協議会のネットワーク化の推進のため、(独)中小企業基盤整備機構に設置された中心市街地活性化協議会支援センターを中心として、相談・情報提供、ワークショップ等の実施、まちづくりサポーターの派遣、調査研究等を行います。(まちづくりサポーター派遣は、市町村を越える広域エリアから参加可能なセミナー等が対象です。)

【問い合わせ先】中心市街地活性化協議会支援センター(東京)
Tel. 03-5470-1623 URL <http://machi.smri.go.jp>

⑩中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業

中心市街地における商業活性化を支援するため、商業活性化に関する専門的な知識を有する中小企業基盤整備機構に登録されたアドバイザー(中小企業診断士、建築士、各地でまちづくりの中心となって活躍した人物等)を派遣します。

【問い合わせ先】(独)中小企業基盤整備機構(東京)地域経済振興部
URL <http://www.smri.go.jp/keiei/kodoka/advice/index.html>
<協議会向け> まちづくり推進課 Tel. 03-5470-1632
<商店街向け> コンサルティング課 Tel. 03-5470-1533

3. 物流の効率化について

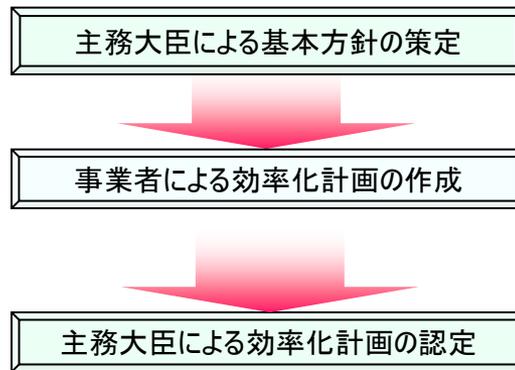
- (1) 流通業務効率化法
- (2) グリーン物流パートナーシップ推進事業

(1) 流通業務効率化法（概要）

政府では、流通業務の効率化を通じて、環境への負荷の低減及び我が国産業の競争力強化を図ることを推進しております。

輻輳する輸送網集約や、長距離輸送・大量輸送の効率に優れた輸送機関へのモーダルシフトを図る等の取組（本法の基本方針に適合した総合効率化計画）について、本法による認定を受けると、以下のような支援を受けることができます。

【認定スキーム】



- ①立地要件
高速道路IC、空港、港湾、流通団地等の流通の結節点となる社会資本等の近傍への立地
- ②設備要件
情報システム、自動化設備等の活用
- ③環境要件
輸送距離の縮減、積載率向上等の目標値設定

【支援措置】

【規制の緩和】

- ①貨物事業関連規制の緩和措置
- ②倉庫業法の緩和措置
- ③都市計画法・工場立地法上の配慮

【金融支援】

- ①中小企業信用保険法の特例
- ②中小企業基盤整備機構の高度化融資
- ③日本政策金融公庫・日本政策投資銀行の低利融資
- ④食品流通改善促進法の特例 等

【その他】

- ①中小企業の物流効率化対策
- ②グリーン物流パートナーシップ普及促進
- ③物流関連施設・設備の割増償却等

(2) グリーン物流パートナーシップ推進事業

当事業は、荷主企業と物流事業者が協働して取り組むモーダルシフトや拠点集約化、輸送共同化などの物流の改善方策を通じて、排出されるCO₂削減効果(省エネ効果)が明確に見込まれるプロジェクトの実施にあたり必要な費用に対し支援するものです。

21年度事業公募期間:平成21年3月31日(火)~4月15日(水)(終了)
2次募集:平成21年7月31日(金)~8月24日(月)(終了)

20年度活用事例

蓄冷材による保冷システムを利用した生鮮品配送における
駐停車時のアイドリングストップ
(生活協同組合コープさっぽろ・(株)シーエックスカーゴ・
丸交道交(株)・(株)アイアイテー)

保冷車を冷凍機非搭載のダイナミックアイス(蓄熱式)
保冷車に切り替えることで、燃費向上とノンフロン化を
図り、総合的エネルギー消費量及びCO₂排出量を削減する。



※本事業への公募にあたっては「グリーン物流パートナーシップ会議」への登録が必要です。(登録料、年会費とも無料)
登録はウェブサイトから >> <http://www.greenpartnership.jp/> (グリーン物流パートナーシップ会議)

4. 情報提供事業

【イベント】

○商店街・中心市街地活性化フォーラムの開催

商店街・中心市街地活性化に関する施策や先進的な取組事例、活性化のノウハウについて情報提供を行い、活性化への取組促進を図ります。

【平成21年度開催概要】

「地域住民のニーズに応えた魅力ある商店街をめざして」をテーマに、市町村、商工会議所・商工会、商店街等まちづくり関係者を対象としたフォーラムを開催。全国の事例発表及び地元まちづくり関係者を交えたパネルディスカッションを実施。

- ◆室蘭会場（平成21年11月19日）：97名出席
- ◆旭川会場（平成21年11月20日）：91名出席



○グリーン物流推進セミナーの開催

物流分野において、荷主企業・物流事業者が広く連携・協働して行う省エネ・CO2排出削減等環境負荷低減への取組（グリーン物流パートナーシップ）の動向や取組事例などの情報提供を行い、グリーン物流の推進を図ります。

【平成21年度開催概要】

荷主企業と物流事業者の連携・協働による、グリーン物流推進への動きをなお一層加速させることを目的に、グリーン物流に取り組む意義や取組事例などを紹介。

- ◆平成22年1月29日開催：86名出席



【メールマガジン】（原則月1回発行）

○街・生き生きメール： 商店街や中心市街地に対してきめ細かな支援を行うため、地域商店街活性化法に関する情報や補助金の公募情報、採択情報、イベントや刊行物情報等を配信しています。

★配信のお申し込みは、hokkaido-shogyo@meti.go.jp まで！★

○物流・お役立て情報便： セミナー等のイベントや補助事業に関するお知らせ等、物流効率化に関する情報を配信しています。

★配信のお申し込みは、hokkaido-ryutsu@meti.go.jp まで！★

【北海道経済産業局ウェブサイト】

○商業・中心市街地活性化 > <http://www.hkd.meti.go.jp/information/shogyo/>

○物流効率化 > <http://www.hkd.meti.go.jp/hokir/butsu/>

本資料のお問い合わせ先

○商店街・中心市街地の活性化については
北海道経済産業局 流通産業課 商業振興室
Tel:011-709-2311 (内線2581)
E-mail:hokkaido-shogyo@meti.go.jp

○物流の効率化については
北海道経済産業局 流通産業課
Tel:011-709-2311 (内線2580)
E-mail:hokkaido-ryutsu@meti.go.jp

お気軽にお問い合わせください。